

# 軽減税率制度への対応の必要性

**軽減税率制度は、全ての事業者に関係があります。**

## 【飲食料品等の取扱い（販売）がある者】

➡ 軽減税率（8%）が適用される飲食料品等を販売する事業者は**新たな対応**として…

- ✓ 売上・仕入の区分経理（8%と10%）
- ✓ 必要事項を記載した請求書等（レシート）の取引先への交付
- ✓ 必要事項が記載された請求書等（レシート）の保存

※ システム改修等の検討も必要

➡ **対応しないと…**

- ✓ 必要事項を記載した請求書等（レシート）の交付を取引先から求められても対応できない
- ✓ 区分経理ができていないと、正しく申告納税ができない
- ✓ 仕入税額控除が認められない可能性がある

※ 軽減税率制度実施の直前に**レジやシステムを導入・改修**しようとしても、**メーカーが対応できない可能性があります。早めの準備が必要です。**

## 【飲食料品等の取扱い（販売）がない者】

➡ 軽減税率（8%）が適用される飲食料品や新聞（定期購読）を**購入する「だけ」**でも対応が必要です。例えば…

- ✓ 会議用の弁当や来客用の茶菓等を購入する事業者
- ✓ 新聞を定期購読している事業者

➡ **新たに必要な対応**としては…

- ✓ 仕入を税率毎に管理（8%の経費と10%の経費を区分して管理する必要）
- ✓ 必要事項が記載された請求書等（レシート）の保存

※ システム改修等の検討も必要

➡ 対応をしなければ、**仕入税額控除が認められない**可能性があります。

# どのような軽減税率制度への対応が必要か検討してください

飲食料品の取扱い  
(販売)がある

売上・仕入を税率毎に区分して経理し、  
売上税額・仕入税額を計算。

## ● 小売業・飲食業

- ・ 区分経理のためにレジの入れ替えの検討が必要
- ・ システムを使用して仕入れの発注をしている場合、システム改修の検討が必要

## ● 卸売業・製造業

- ・ 取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要
- ・ システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要

① レジの入れ替え  
やシステムの導入・改修

② 請求書等の記載事項等の見直し・保存

③ 帳簿の「区分経理」

飲食料品の取扱い  
(販売)がない

仕入や経費に軽減税率（8%）対象品目があれば、税率ごとに区分する「区分経理」が必要

➡ ①～③の概要はこちらをご覧ください

➢ 「軽減税率制度への対応には準備が必要です！」（リーフレット）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/06.pdf>



➡ 飲食料品の取扱い（販売）がない方はこちらをご覧ください

➢ 「飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、消費税の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要となります」（リーフレット）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/08.pdf>



# 軽減税率制度やインボイス制度の概要・Q&A・軽減税率対策補助金等

## ①平成31年(2019年)10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます(チラシ)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/05.pdf>

<このような方は特にご覧ください！>

- ・軽減税率制度の概要を知りたい方
- ・軽減税率制度を社内で周知するための簡単な資料がほしい方 ……など



## ②国税庁HP 軽減税率制度やインボイス制度のQ&A

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//02.htm>

<このような方は特にご覧ください！>

- ・軽減税率の対象品目や区分経理について詳しく知りたい方
- ・インボイス制度についての実務的な対応を知りたい方 ……など



## ③軽減税率対策補助金(レジ補助)

<http://kzt-hojo.jp/>

<このような方は特にご覧ください！>

- ・レジ・システムを導入・改修したいと考えていて補助金を活用したい方 ……など



## ④価格表示(消費者庁HP「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption\\_tax/#pamphlet](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/consumption_tax/#pamphlet)

<このような方は特にご覧ください！>

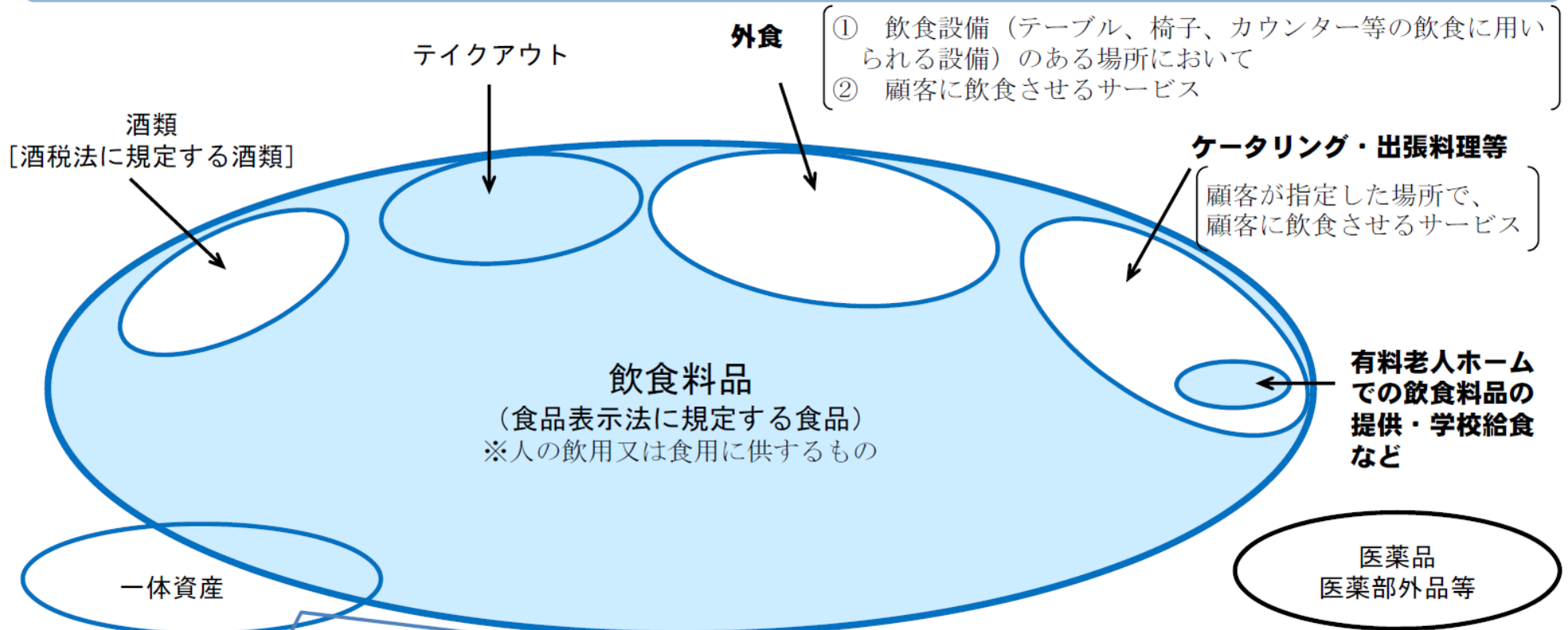
- ・軽減税率制度の実施に伴い、どのように価格表示すれば良いのか分からない方 ……など



# 参考資料

# 軽減税率制度の対象品目

- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、  
 外食等を除く）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡



## 【一体資産の取扱い】

- 例えば、おもちゃ付のおかしや紅茶とティーカップの詰め合わせ等、軽減税率の対象である食品が、あらかじめ他の資産と一体として販売される場合は、一体資産の販売価格（税抜）が1万円以下のもので、その価額のうち食品に係る価額が2/3以上を占めているときに限り、その全体が軽減税率の対象となる（一体資産全体の価格のみが提示されている場合に限る）。

# 「外食等」の範囲

軽減税率制度の適用対象外となる「外食等」は、以下のもの。

1. 外食：以下の要件を満たすもの

- ① 飲食設備(テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備)のある場所において(場所要件)
- ② 顧客に飲食させるサービス(サービス要件)

2. ケータリング・出張料理等：顧客が指定した場所で、顧客に飲食させるサービス

※ ただし、有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等は、生活を営む場所において他の形態で食事をとることが困難と考えられることから、「ケータリング・出張料理等」から除く。

## 軽減税率（「外食等」に当たらない）

牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト

そば屋の出前

ピザ屋の宅配

屋台での軽食

(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)

寿司屋の「お土産」

コンビニ等の弁当・惣菜

(注) 飲食設備がある場合には、顧客に対して飲食設備での飲食か、持ち帰りかという意味確認をするなどして、軽減税率の適用対象となるかを判定する。

有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等

## 標準税率（「外食等」に当たる）

1. 外食

牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」

そば屋の「店内飲食」

ピザ屋の「店内飲食」

フードコートでの飲食

寿司屋での「店内飲食」

コンビニ等のイートインコーナーでの飲食

- (例) ① 顧客への意思確認により、イートインコーナーで飲食させるものとして提供された食品  
② トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品

2. ケータリング・出張料理等



# 消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について

事業者間の公正かつ自由な競争を促進するとともに、一般消費者の適正な商品又は役務の選択を確保する観点から、消費税の軽減税率制度実施後における適切な価格表示について示すもの。

【同一の飲食料品につきテイクアウト等と店内飲食の双方を行う場合の価格表示】

## 異なる「税込」価格を設定する場合

○ テイクアウト等と店内飲食両方の税込価格を表示

【外食事業者のメニュー表示】

メニュー	
ハンバーガー	330円 (324円)
オレンジジュース	165円 (162円)
〇〇セット	550円 (540円)

※ 下段はテイクアウトの値段となります。

メニュー	
店内飲食 (出前)	
かけそば	770円 (756円)
天ぷらそば	990円 (972円)
天丼	880円 (864円)

【イトインスペースのある小売店等の商品棚における価格表示】

総菜パン	162円 (店内飲食 165円)
------	---------------------

(注) 両方の税込価格に併せて、税抜価格又は消費税額を併記することも妨げられるものではない。

○ 店内掲示等を行うことを前提にどちらか片方のみの税込価格を表示

【外食事業者のメニュー表示】

メニュー	
ハンバーガー	330円
オレンジジュース	165円
〇〇セット	550円

※ テイクアウトの場合、税率が異なりますので、別価格となります。

出前メニュー	
かけそば	756円
天ぷらそば	972円
天丼	864円

※ 店内飲食の場合、税率が異なりますので、別価格となります。

【イトインスペースのある小売店等の価格表示】  
(商品棚の価格表示) (店内掲示等)

総菜パン	162円
------	------

店内飲食される場合、税率が異なりますので、別価格となります。

(注) 景品表示法上の有利誤認表示に該当する恐れもあり、また、消費者の利便性の確保の観点から、店内掲示等により、店内飲食(又はテイクアウト等)では価格が異なる旨の注意喚起を行うことが望ましい。

## 「税込」価格を統一する場合

○ 一の税込価格を表示

【外食事業者のメニュー表示】

メニュー	
チーズバーガー	350円
リンゴジュース	180円
△△セット	600円

メニュー	
かけうどん	600円
天ぷらうどん	800円
かつ丼	850円

【イトインスペースのある小売店等の商品棚における価格表示】

あんパン	170円
------	------

(参考) 適正な転嫁等の観点から以下の点に留意

- ① 「全て軽減税率が適用されます」「消費税は8%しか頂きません」といった表示は転嫁阻害表示に該当
- ② テイクアウト等の価格を店内飲食に合わせて値上げする場合には、消費者から問われた際に、ガイドラインに挙げた具体例も参考にしつつ、合理的な理由を説明することが考えられる

## (参考) 税抜価格による表示

➢ 消費税転嫁対策特別措置法の適用期限(平成33年(2021年)3月31日)までは、誤認防止措置を講じている場合には税抜価格による表示も認められる。

【外食事業者のメニュー表示】

(両方の消費税額を表示)

メニュー	
	本体価格(税額:店内飲食/テイクアウト)
ハンバーガー	300円 (30円/24円)
オレンジジュース	150円 (15円/12円)
〇〇セット	500円 (50円/40円)

(片方の消費税額を表示)

出前メニュー	
かけそば	700円 + 56円
天ぷらそば	900円 + 72円
天丼	800円 + 64円

※ 店内飲食の場合、税率が異なるため消費税額が異なります。

(税抜価格のみを表示)

メニュー	
ハンバーガー	300円 (税抜)
オレンジジュース	150円 (税抜)
〇〇セット	500円 (税抜)

※ 店内飲食とテイクアウトでは、税率が異なりますので消費税額が異なります。

(税抜価格のみを表示)

出前メニュー	
かけそば	700円 + 税
天ぷらそば	900円 + 税
天丼	800円 + 税

※ 出前と店内飲食では、税率が異なりますので消費税額が異なります。

【イトインスペースのある小売店等の価格表示】

(商品棚の価格表示) (店内掲示等)

総菜パン	150円
------	------

当店の価格は全て税抜表示となっております。なお、持ち帰り店内飲食では、税率が異なりますので消費税額が異なります。

# 軽減税率制度実施後の請求書（2019年10月～）

【区分記載請求書等保存方式】

- 仕入税額控除のために**区分記載請求書等**の保存が必要です。
- ➡ 現行の請求書の記載事項に下記①、②が追加で必要となります。

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 税率ごとに合計した税込対価の額

(注) ①、②については請求書の交付を受けた事業者による追記も可

## 現行制度における請求書

仕入

売上

請求書

A社御中	
11月分	21,600円(税込)
11/1~30 牛肉2kg	5,400円
合計	21,600円

△△ (株)

請求書 (控)

◆◆御中	
11月分	43,200円(税込)
11/1~30 牛肉2kg	10,800円
合計	43,200円

A社 (株)

## 区分記載請求書等保存方式における請求書

仕入

売上

請求書

A社御中	
11月分	21,800円(税込)
11/1 牛肉2kg	5,400円
11/8 割りばし4箱	5,500円
合計	21,800円

②  
(10%対象 11,000円)  
(8%対象 10,800円)

①  
注) ※印は軽減税率 (8%) 適用商品  
△△ (株)

請求書 (控)

◆◆御中	
11月分	43,600円(税込)
11/1 牛肉2kg	10,800円
11/8 割りばし4箱	6,600円
合計	43,600円

②  
(10%対象 22,000円)  
(8%対象 21,600円)

①  
注) ※印は軽減税率 (8%) 適用商品  
A社 (株)

※売上税額・仕入税額の計算の特例があります

※2023年10月からはインボイス制度が導入されます



# 【参考】インボイス制度導入後の請求書（2023年10月～）

【適格請求書等保存方式】

- 仕入税額控除のために**インボイス等**の保存が必要です。
  - また、**インボイス等**の交付が**義務化**されます。
- ➔ 現行の請求書の記載事項に下記①、②、③が追加で必要になります。

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）、税率ごとの消費税額及び適用税率
- ③ 登録番号

## 現行制度における請求書

仕入

売上

請求書

A社御中	
11月分	21,600円(税込)
11/1~30 牛肉2kg	5,400円
合計	21,600円

△△ (株)

請求書 (控)

◆◆御中	
11月分	43,200円(税込)
11/1~30 牛肉2kg	10,800円
合計	43,200円

A社 (株)

## インボイス制度における請求書

仕入

売上

請求書

A社御中	
11月分	21,800円(総計)
11/1 牛肉2kg	5,000円
11/8 割りばし4箱	5,000円
合計	20,000円
消費税	1,800円

(10%対象 10,000円 消費税 1,000円)
(8%対象 10,000円 消費税 800円)

① 注) ※印は軽減税率 (8%) 適用商品  
△△ (株) 登録番号 T1234...

③

請求書 (控)

◆◆御中	
11月分	43,600円(総計)
11/1 牛肉2kg	10,000円
11/8 割りばし4箱	6,000円
合計	40,000円
消費税	3,600円

(10%対象 20,000円 消費税 2,000円)
(8%対象 20,000円 消費税 1,600円)

① 注) ※印は軽減税率 (8%) 適用商品  
A社 (株) 登録番号 T5678...

③

※免税事業者からの仕入れは、一定期間、仕入税額控除可